

産地活性化総合対策事業のうち 農畜産業機械等リース支援事業

【2,343(2,882)百万円の内数】

対策のポイント

新品種・新技術の導入等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減します。

<背景/課題>

- ・新品種・新技術の導入等に必要となる農業機械等について、資金運用の効率化、物件の陳腐化の回避等のメリットがあるリース方式での導入を促進することが必要。

政策目標

パン・中華めん用小麦品種の作付シェア増大 等
(7%(平成20年度)→19%(平成32年度))

<主な内容>

1. 新品種・新技術活用型

「強み」のある産地形成に取り組む地域コンソーシアム等において、新品種・新技術を導入するために必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

〔補助率：定額（物件価格の1/2以内）
事業実施主体：地域コンソーシアム等〕

2. 産地活性化型

大豆、麦、飼料用米等の生産拡大等を図るため、協議会が策定したプログラムに基づく取組に必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

〔補助率：定額（物件価格の1/2以内）
事業実施主体：産地収益力向上協議会等〕

3. 地域作物支援型

甘味資源作物、茶、いぐさ等地域作物の効率的かつ持続的な生産体制を確立するために必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

〔補助率：定額（物件価格の1/2以内等）
事業実施主体：農業者団体等〕

お問い合わせ先：

1の事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
2の事業	生産局穀物課	(03-6744-2108)
3の事業	生産局地域作物課	(03-3501-1649)